

※ 登録番号	第1051号 (令和6年8月7日)	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業 総合不動産投資顧問業	
2.法人・個人の別	法人 個人	
(ふりがな) 3.商号又は名称	(かぶしきがいしゃぶらす) 株式会社プラス	
(ふりがな) 4.氏名 (法人である場合は代表者氏名)	(たけしまひろゆき) 竹島 弘幸	
5.資本金額	300万円	
6.役員		
(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
(たけしまひろゆき) 竹島 弘幸	代表取締役	常勤 非常勤
		常勤 非常勤

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏名 (使用人の種類)	職名	統括する業務の別
(たけしまひろゆき) 竹島 弘幸	代表取締役	投資判断業務全般 投資助言、売買、賃借
計1名		

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
本 店 (主たる営業所)	平成23年 12月19日	〒107-0062 東京都港区南青山二丁目2番8号 電話番号 03-6804-1192 FAX番号 03-6804-1193
計1店		

9.業務の方法

- 投資助言業務は、次のような不動産を対象として行う。
 - ①種類：主に住宅及び業務ビル
 - ②規模：主に延床面積100㎡以上
 - ③所在する地域：主に東京都内、埼玉県・千葉県・神奈川県内
- 助言の方法は、単発的な取引に係る助言及び一定期間継続的な資産運用に係る助言等
- 報酬体系は、

不動産投資総額	{	200万円以下	5.4%	}	とする。
		200万円超400万円以下	4.32%		
		400万円超	3.24%		

但し、詳細は、契約締結時に決定する。
- 報酬の受領時期は、契約締結時半額、業務完了時半額とする。
但し、詳細は、契約締結時に決定する。

10.既に有している免許、許可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
1. 金融商品取引法第29条の登録		
2. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	東京都知事 (2)第90853号	平成26年8月22日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

11.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

1. 不動産の売買、交換、賃貸、管理及びその仲介 2. 建築不動産に関するコンサルタント業 3. 不動産投資業（収益マンション、オフィス、ホテル、商業施設を対象とし、主に首都圏を中心としたエリアで、投資総額5億円以内を目安とする） 4. 前各号に付帯関連する国外における事業 5. 前各号に付帯関連する一切の業務
--

12.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数又は出資 の金額	割合	住 所
(たけしま ひろゆき) 竹島 弘幸	60株	100%	東京都

13.役員の内職の状況

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類
	なし